

民法（債権関係）改正に伴う中央調達の基本契約条項への影響について

研究員 河野清治

平成29年5月26日、「民法の一部を改正する法律」（平成29年法律第44号）が参議院で可決・成立し、同年6月2日に公布された。

今回の民法の改正は、民法のうち債権関係の規定について、取引社会を支える最も基本的な法的基盤である契約に関する規定を中心に、社会・経済の変化への対応を図るための見直しを行うとともに、民法を国民一般にわかりやすいものとする観点から実務で通用している基本的なルールを適切に明文化することとされたものである。

具体的な施行日については、公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日とされており、法務省においては、2020年の施行を目指して準備を進めているとのことであり、遅くとも2020年（平成32年）6月1日までに施行されることになる。

本稿は、「民法の一部を改正する法律」の施行に当たり、中央調達に適用されている基本契約条項にどのような改正が必要になってくるのか論点整理を行うことを目的として、Ⅰ節では「民法改正の影響とその対応について」、Ⅱ節では「民法の一部を改正する法律の概要について」考察したものである。

Ⅰ 中央調達の基本契約条項に対する民法改正の影響とその対応について

「民法の一部を改正する法律」により、中央調達の基本契約条項に大きな影響が生じると思われる事項について、以下に論点整理を試みたものである。

《民法改正の影響を受ける基本契約条項の「契約物品のかし」等について》

中央調達の基本契約条項における「瑕疵」に係る条文は「資料1：基本契約条項の瑕疵に関する規定の比較」のとおりであり、役務請負契約条項は、航空機の修理契約に適用することを予定して条文が構成されているため、数量不足に関する規定が付されていないことを除いて、売買、製造請負及び役務請負契約条項はいずれも契約物品の引き渡しを前提とし、統一された規定となっている。

本稿においては、製造請負契約条項に係る民法改正の影響について考察することとする。

① 瑕疵担保責任に係る検討事項について

「民法の一部を改正する法律」により改正される民法（以下「改正民法」という。）における売主の担保責任をめぐる規律の見直しについては、契

約内容不適合を理由とする債務不履行責任として規律を一元的に統合して規定されたものである旨、解説民法(債権法)改正のポイントにおいて、以下のように解説されている。

契約内容に適合した物・権利を供与すべき義務を売主が負うことを承認した上で、それに基づいて各種の担保責任に関する規律の見直しが図られた(契約責任説の採用)。

物の瑕疵と権利の瑕疵を区分しつつ個別の場面に応じて細分化された規律を定める現行法上の担保責任の構造を改め、契約不適合を理由とする債務不履行責任として、担保責任に関する規律を一元的に統合して規定することとなった。(解説 民法(債権法)改正のポイント P397)

有償契約には売買の規定が包括的に準用(第559条)されているが、必要に応じて個別の担保責任の規定が置かれることとなった。

「瑕疵」という表現については「契約の内容に適合しない(以下「契約内容不適合」という。)こと」という表現に改められている。

現行民法における売買の瑕疵担保責任は、「隠れた」瑕疵であることを要件とし、「隠れた」とは、瑕疵があることにつき買主が善意無過失であること(買主が瑕疵の存在を知らず、かつ、知らないことに過失のないこと)を意味すると解釈されている。

これに対し、改正民法は、瑕疵を「契約内容不適合」の概念に置き換え、その不適合が隠れたものである必要はないこととされている。

また、この売買の規定が請負その他の契約に準用され、統一化が図られることとなった。

なお、現行民法の請負における担保責任については、売買の瑕疵担保(570条)と異なり、瑕疵は隠れたものであることを要しないこととされている。

製造請負契約は、物の製作段階においては請負、製作された物の供給段階では売買のそれぞれの性質を併せ持った売買と請負の中間的な種類の製作物供給契約に当たるとされている。(防衛省中央調達の手引(改平成26年)公益財団法人防衛基盤整備協会 P4-40)

製造請負契約条項第38条は、「契約物品のかし」についての定めであり、納入された契約物品にかしがある場合に、修補の請求、代金減額、損害賠償請求、契約解除を行うことがあること。また、同条第5項に担保期間として「契約物品の納入の日から1年以内に通知を発しなければならない(数量不足の場合は6月内)。」こととして規定している。

当該条項38条における修補請求権、代金減額請求権及び契約解除権は、瑕疵があっても発見されることなしに一旦受領された以上は、債務の履行は完了したものとみなし、代わりに甲(発注者)のために創設したもので

ある旨、以下のように解説されている。

(前略)

本条は、契約物品は、かしがあっても発見されることなしに一旦受領された以上は、債務の履行は完了したものとみなし、代わりに修補請求権、代金減額請求権及び契約解除権を甲のために創設する。民法第634条の修補請求権は、本来の債務の履行の請求権にほかならないが、本条の修補請求権は本条の創設したものである。また、民法上、不特定物の売主は、修補の義務を負わないが、修補で足りる場合にも、かしのない物入手して供給しなければならないのであるから、本条が不特定物の売買に適用されることは、売主にとって、むしろ有利な計らいであると言い得よう。

代金の減額は、民法第634条第2項の修補に「代え」で請求される損害賠償に当たるもので、債務不履行に基づく損害賠償と区別して代金の減額という用語を用いている。民法上不特定物の買主に、この権利を生ずるか否かには疑義がある。学説は、いわゆる、不完全履行に当たるものとして、又は民法第570条を適用することにより、この権利を根拠付けるべく試みているが、なお疑義を残している。本条は、明文をもって不特定物の買主にこの権利を与える。

③ かしの有無は、仕様書等によって判断される。検査において発見されたならば不合格と判定されたであろう箇所が、すなわち「かし」である。

(中略)

この契約条項では、仕様書等に定められたところが標準となる。仕様書等において、単に物の種類が表示されているにとどまるときは、「中等」の品質が標準となる(民法第401条第1項)。

もっとも、「契約物品のかし」と言い得るためには、ともかく、それが契約物品であると言い得る程度のものであることを必要とする。したがって、仕様書等と著しく相違することが発見されたときは、受領の時点に遡って債務の履行がなかったものとした上で、改めて債務の履行を請求することとなる。期間制限も、本条第5項の適用はなく、通則による消滅時効がそのまま働く。

(防衛省中央調達の手引き(改平成26年)公益財団法人防衛基盤整備協会 P4-71)

改正民法により、「瑕疵」については「契約の内容に適合しない」という概念に置き換えられ、また、担保責任の期間制限についても「(買主)注文者がその不適合の事実を知ったときから1年以内」として統一的な規定に改められた。

したがって、契約条項中の「納入された契約物品にかしがある場合」との規定は、「納入された契約物品が契約の内容に適合しないことを知った場合」というような規定に改める必要がある。

また、契約条項中の担保期間としての「契約物品の納入の日から1年以内に通知」について、改正民法の規定を反映するとすれば、「納入された契約物品が契約の内容に適合していないことについてその事実を知ったときから1年以内にその旨を通知」というような表現を検討する必要があるものと思料する。

この改正民法における「通知」の期間制限について、具体的には、契約内容の不適合を知ったときから1年以内に通知しない場合、追完請求、代

金減額請求、損害賠償請求及び契約解除権を行使できなくなるが、一旦期間内に通知を行えば、当該追完請求権等は引き渡し時から10年、または不適合を知った時から5年の消滅時効（改正民法166条1項）が適用されることになる。

現行契約条項の担保期間としての「契約物品の納入の日から1年内に通知」については、売買の担保責任の期間制限も含めて統一的に規定されたものであり、監督検査制度を有していることも考慮しつつ、「権利関係の速やかな確定を図るためにその行使につき、特に設けた短期の除斥期間が担保期間である。（防衛省中央調達の手引き（改平成26年）公益財団法人防衛基盤整備協会P4-73）」旨の側面もあることから、改正民法の「（買主）注文者がその不適合の事実を知ったときから1年以内」の期間制限に合わせた改正を行う場合には、実質的に延長されることとなることから、受注者側と十分に協議を行い、合意形成を図る必要があるものと思料する。

更に、解除権についても、改正民法において無催告解除が規定されたことから、契約条項の規定を見直す必要があるものと思料する。

ここにいう「通知」については、商法526条2項の「通知」と同様に解釈するのが合理的であると考えられている。（部会資料75A39項）すなわち「瑕疵・数量不足（契約内容不適合）があったことだけを通知したのでは不十分であるが、瑕疵・数量不足の種類とその大体の範囲を通知すればよく、その細目は通知する必要がない。」とされている。（実務解説改正債権法 P471）

短期期間制限に関する規律は、消滅時効の一般原則の適用を排除するものではなく、期間内の通知によって保存された買主の権利は、債務に関する消滅時効の一般原則に従うものとされている。（部会資料75A24項）。すなわち、物の種類・品質における不適合を理由とする買主の権利は、引き渡し時から10年、または不適合を知った時から5年という二重の時効期間の下で、消滅時効にかかることになる。（改正166条1項）

（解説 民法（債権法）改正のポイント P411）

（注：部会資料とは、「法務省 法制審議会民法（債権関係）部会資料」）

② その他の改正検討事項について

改正民法において履行不能であることは、無催告解除の要件の一つとして位置づけられ、債務者の帰責事由を問わず契約解除が認められることとなり、また、危険負担については、「債権者は、反対給付の履行を拒むことができる」（536条1項）（債権者主義の廃止）との規定に変更された。

（改正民法では債権者の反対給付債務は、当然には消滅しないことと整理され、契約解除をする必要があることとされた。なお、現行民法においては当然に消滅し契約解除を必要としていない。）

これを受け、製造請負契約条項35条（危険負担）及び42条（甲の解除権）の規定について、履行不能の場合の解除権の追加の要否の検討を行う必要があるものと思料する。

II 「民法の一部を改正する法律」の概要について

1 改正の対象範囲

民法改正法により改正される条文の主な対象範囲は、第1編「総則」のうちの第5章「法律行為」・第7章「時効」、第3編「債権」のうちの第1章「総則」・第2章「契約」の規定である。

2 主な改正事項

	主 な 改 正 事 項	改正後民法適用条項
①	消滅時効に関する見直し	145、147～154、158～161 166、167～169、724、724の2
②	法定利率に関する見直し	404、722、商514削除
③	保証に関する見直し	458-2、458-3、 465-2～465の10
④	債権譲渡に関する見直し	466、466の2、466の3 466の4～466の6、467～469
⑤	約款（定型約款）に関する規定の新設	548の2～548の4
⑥	意思能力制度の明文化	3の2、121-2
⑦	意思表示に関する見直し	93、95～97、98の2
⑧	代理に関する見直し	13、101、102、105、 107～109、112、117
⑨	債務不履行による損害賠償の帰責事由の明確化	412、412-2、413、413の2、 415、416、417の2、418～420、 422の2
⑩	契約解除の要件に関する見直し	541～543、545、548
⑪	売主の瑕疵担保責任に関する見直し	557、560～561、562～567、568、 570、572
⑫	原始的不能の場合の損害賠償規定の新設	412の2
⑬	債務者の責任財産の保全のための制度 ・債権者代位の制度 ・詐害行為取り消しの制度	423、423の2～423の7、424、 424の2～424の9、425、 425の2～425の4、426
⑭	連帯債務に関する見直し	432～445
⑮	相殺禁止に関する見直し	505、509、511、512、512の2
⑯	弁済に関する見直し（第三者弁済）	473、474、476～479、481～484、 486、488～492、494、497～502、 504

⑰	契約に関する基本原則の明記	521、522
⑱	契約の成立に関する見直し	522、523、525、526、527、529、 529の2、529の3、530、533
⑲	危険負担に関する見直し	536、567
⑳	消費貸借の成立要件の見直し	587の2、588～591
㉑	賃貸借に関する見直し	601、602、604、605、605の2 ～605の4、606、607の2、609、 611、613、616、616の2、 619、620、621、622、622の2
㉒	請負に関する見直し	634～637、642、準用:559、562 ～564 (415、541、542)

*注：網掛け文字は、改正により契約に影響を及ぼすおそれのある条文を表す。

3 主な改正事項の概要

① 消滅時効に関する見直し

- ・職業別短期消滅時効、商事時効（5年）を廃止し、時効期間を統一化
 - 権利を行使することができる時から10年という時効期間は維持しつつ、権利を行使することができることを知った時から5年という時効期間を追加【新§166】
 - いずれか早い方の経過によって時効完成
- ・不法行為債権に関する長期20年の期間制限が時効期間であることを明記【新§724】
- ・人の生命・身体の侵害による損害賠償請求権の時効期間について長期化する特則を新設【新§167、§724-2】

	起算点	時効期間
①債務不履行に基づく 損害賠償請求権	権利を行使することができることを 知った時から	5年
	権利を行使することができる時から	10年
②不法行為に基づく 損害賠償請求権	損害及び加害者を知った時から	3年
	不法行為の時から（＝権利を行使す ることができる時から）	20年
①・②の特則 生命・身体の侵害 による 損害賠償請求権	知ったときから	5年
	権利を行使することができる時から	20年

- ・多岐にわたる中断事由について、各中断事由ごとにその効果に応じて、「時効の完成を猶予する部分」は完成猶予事由と、「新たな時効の進行

(時効期間のリセット)の部分」は更新事由と振り分ける。

- 承認 → 更新事由【新 § 152】
 - 裁判上の請求など → 完成猶予事由+更新事由【新 § 147 等】
 - 催告など → 完成猶予事由【新 § 150 等】
 - 停止事由については、「完成猶予」事由とする。【新 § 158～ § 161】
 - 天災等による時効の完成猶予の期間（障害が消滅した後の猶予期間）を伸長する（現在の2週間から3か月へ）。【新 § 161】
 - 当事者間で権利についての協議を行う旨の合意が書面又は電磁的記録によってされた場合には、時効の完成が猶予されることとする（新たな完成猶予事由とする。）。【新 § 151】
- ② 法定利率に関する見直し
- 法定利率を施行時に3%へ引下げ【新 § 404Ⅱ】、3年ごとに法定利率を市中金利の変動に合わせて緩やかに上下させる変動制の導入【新 § 404Ⅲ～Ⅴ】
 - 商事法定利率の廃止【現商法 § 514 の削除】、
 - 商行為によって生じた債務についても、民法に規定する法定利率を適用
- ③ 保証に関する見直し
- 個人保証人の保護の拡充
 - 極度額の定め義務付けについては、すべて根保証契約に適用【新 § 465-2】
 - 保証期間の制限については、現状維持（賃貸借等の根保証には適用せず）。【新 § 465-3】
 - 特別事情（主債務者の死亡、保証人の破産・死亡など）がある場合の根保証の打ち切りについては、すべての根保証に適用【新 § 465-4】
 - 事業用融資の第三者個人保証に関して次のような規定を新設。
【新 § 465-6～ § 465-9】
なお、事業用融資の保証契約は、公証人があらかじめ保証人本人から直接その保証意思を確認しなければ効力を生じない。（適用除外有り。）
 - 主債務者による保証人への情報提供義務の規定を新設【新 § 465-10】
 - 期限の利益喪失に関して債権者の保証人に対する情報提供義務の規定を新設【新 § 458-3】
 - 主債務者の履行状況（不履行の有無、残額、残額のうち弁済期が到来しているものの額）に関する債権者の情報提供義務の規定を新設【新 § 458-2】

- ④ 債権譲渡に関する見直し【新 § 466、 § 466-2、 § 466-3】
- ・譲渡制限特約が付されていても、債権譲渡の効力は妨げられない（ただし、預貯金債権は除外）。
 - ・弁済の相手方を固定することへの債務者の期待を形を変えて保護
 - 債務者は、基本的に譲渡人（元の債権者）に対する弁済等をもって譲受人に対抗することができる（免責される）。
 - ・譲受人の保護
 - 債務者が譲受人から履行の催告を受け、相当の期間内に履行をしないときは、債務者は、譲受人に対して履行をしなければならない。
 - 譲渡人が破産したときは、譲受人は、債務者に債権の全額に相当する金額を供託するよう請求することができる（譲渡人への弁済は譲受人に対抗できない）。
- ⑤ 約款（定型約款）に関する規定の新設【新 § 548-2】
- ・対象とする約款（定型約款）の定義
 - ある特定の者が不特定多数の者を相手方とする取引で、内容の全部又は一部が画一的であることが当事者双方にとって合理的なものを「定型取引」と定義した上、この定型取引において、契約の内容とすることを目的として、その特定の者により準備された条項の総体
 - ・「定型約款」という名称
 - 従来の様々あった「約款」概念と切り離して、規律の対象を抽出したことを明らかにするための名称
 - ・定型約款が契約の内容となるための要件（組入要件）
 - 次の場合は、定型約款の条項の内容を相手方が認識していなくても合意したものとみなし、契約内容となることを明確化
 - 定型約款を契約の内容とする旨の合意があった場合
 - （取引に際して）定型約款を契約の内容とする旨をあらかじめ相手方に「表示」していた場合
 - 契約の内容とすることが不適当な内容の契約条項（不当条項）の取扱い
 - （定型取引の特質に照らして）相手方の利益を一方的に害する契約条項であって信義則（民法1条2項）に反する内容の条項については、合意したとはみなさない（契約内容とならない）ことを明確化
 - 次の場合には、定型約款準備者が一方的に定型約款を変更することにより、契約の内容を変更することが可能であることを明確化
 - （→ 既存の契約についても契約内容が変更される。）【新 § 548-4 I】
 - 変更が相手方の一般の利益に適合する場合 又は

→ 変更が契約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、定型約款の変更をすることがある旨の定めの有無及びその内容その他の変更に係る事情に照らして合理的な場合

⑥ 意思能力制度の明文化

- ・民法を国民一般に分かりやすいものとする観点から、意思能力を有しない者がした法律行為は無効とすることを明文化【新 § 3-2】

※併せて、意思能力を有しなかった者が相手方にする原状回復義務の範囲は、「現に利益を受けている限度」にとどまる旨の規定を新設

【新 § 121-2Ⅲ】

⑦ 意思表示に関する見直し

- ・錯誤の効果を「無効」から「取消し」に改める。【新 § 95】

⑧ 代理に関する見直し【新 § 102】

- ・制限行為能力者が「他の制限行為能力者」の法定代理人としてした行為については、例外的に、行為能力の制限の規定によって取り消すことができる。

⑨ 債務不履行による損害賠償の帰責事由の明確化【新 § 415】

- ・現 4 1 5 条（債務不履行による損害賠償）に関して、判例や一般的な解釈を踏まえ、債務者に帰責事由がないことを同条後段（履行の不能）のみに限らない一般的な要件として定める。
- ・その免責要件の有無は、契約及び社会通念に照らして判断される旨を明記する。

⑩ 契約解除の要件に関する見直し

- ・債務不履行による解除一般について、債務者の責めに帰することができない事由によるものであっても解除を可能なものとする。

【新 § 541、 § 542】

- ・不履行が債権者の責めに帰すべき事由による場合には、解除を認めるのは不公平であるので、解除はできないとしている。【新 § 543】
- ・催告解除の要件に関して、判例を踏まえ、契約及び取引通念に照らして不履行が軽微であるときは解除をすることができない旨を明文化する。

【新 § 541】

- ・無催告解除の要件に関して、履行拒絶の意思の明示、（一部の履行はできる場合でも）契約をした目的を達するのに足りる履行の見込みがないこと等の事情があれば解除が可能であることを明文化する。【新 § 542】

⑪ 売主の瑕疵担保責任に関する見直し

- ・買主の権利【新 § 562～ § 564】

－ 買主は、売主に、㊦修補や代替物引渡しなどの履行の追完の請求、

④損害賠償請求、⑤契約の解除、⑥代金減額請求ができることを明記。

・「隠れた瑕疵」の用語【新 § 562】

－ 「隠れた瑕疵」があるという要件を、目的物の種類、品質等に関して「契約の内容に適合しない」ものに改める。

・買主は、契約に適合しないことを知ってから1年以内にその旨の通知が必要【新 § 566】

※「通知」としては、不適合の種類やおおよその範囲を通知することを想定
※別途、消滅時効に関する規律の適用があることに注意が必要

⑫ 原始的不能の場合の損害賠償規定の新設

・原始的不能の場合であっても、債務不履行に基づく損害賠償を請求することは妨げられない旨の規定を新設【新 § 412-2 II】

⑬ 債務者の責任財産の保全のための制度

・債権者代位の制度（債権者が自己の債権を保全するために必要があるときは、債務者の第三者に対する権利を債務者に代わって行使（代位行使）することができる制度）

－ 金銭債権等を代位行使する場合には、債権者は自己への支払等を求めることができる。【新 § 423-3】

－ 債権者の権利行使後も被代位権利についての債務者の処分は妨げられない。【新 § 423-5】

－ 債権者が訴えをもって代位行使をするときは、債務者に訴訟告知をしなければならない。【新 § 423-6】

・詐害行為取り消しの制度（債務者が債権者を害することを知ってした行為（詐害行為）について、債権者がその取消し等を裁判所に請求することができる制度）

－ 債権者は、債務者がした行為の取消しとともに逸出財産の返還（返還が困難であるときは価額の償還）を請求することができる。

【新 § 424-6】

－ 詐害行為取消しの訴えにおいては、受益者を被告とし、債務者には訴訟告知をすることを要する。【新 § 424-7】

－ 詐害行為取消権の要件（詐害行為性、詐害意思等）についても、類似する制度（破産法の否認権等）との整合性をとりつつ、具体的に明確化する。【新 § 424-2～ § 424-4】

⑭ 連帯債務に関する見直し

・連帯債務の絶対的効力事由を削減する。【現 § 437, § 439 を削除】

－ 連帯債務者の一人に対する履行の請求は、他の連帯債務者に対してその効力を生じない。

- ※ 本来は連帯債務者Aに生じても他の連帯債務者Bに効力が生じない事由（相対的効力事由）に関し、債権者Cと他の連帯債務者Bにおいて、Aにその事由が生ずればBにもその効力が生ずるなどという別段の意思を表示していたときは、Aに生じた事由のBに対する効力は、その意思に従う（新§441ただし書）。
 - 連帯債務者の一人についての免除、消滅時効の完成も、他の連帯債務者にも効力が生じない。【新§458】
- ⑮ 相殺禁止に関する見直し【§509】
 - 相殺禁止の対象となる不法行為債権を以下の二つに限定し、それ以外は相殺可能
 - 加害者の悪意による不法行為に基づく損害賠償（← a 誘発防止という観点）
 - 生命・身体を侵害する不法行為に基づく損害賠償（← b 現実弁償が必要という観点）※これに関連して、一般の債務不履行に基づく生命・身体の侵害による損害賠償も相殺を禁止。
- ⑯ 弁済に関する見直し（第三者弁済）
 - 「弁済をするについて正当な利益を有する者でない第三者」の弁済が債務者の意思に反する場合であっても、債務者の意思に反することを債権者が知らなかったときには、その弁済は有効としている。【新§474】
 - 「弁済をするについて正当な利益を有する者以外の第三者」は、債権者の意思に反して、弁済をすることができない。【新§474】
 - ※ 「利害関係を有しない第三者」の表現を「弁済をするについて正当な利益を有する者でない第三者」に変更。
- ⑰ 契約に関する基本原則の明記
 - 「法令に特別の定めがある場合を除き」、「法令の制限内において」といった文言を加えた上で、契約に関する基本原則を明文化【新§521、§522Ⅱ】
- ⑱ 契約の成立に関する見直し
 - 対話者に対して承諾の期間を定めないで行った申込みに関する有力な解釈を明文化
 - 対話が継続している間であればいつでも申込みの撤回が可能（新§525Ⅱ）
 - 対話継続中に承諾がされなければ、申込みは効力を失う（新§525Ⅲ）
 - ※ 併せて、原則撤回不可の申込みも撤回権を留保したケースでは撤回可能等の例外的取扱いについての解釈も明文化（新§523Ⅰ、§525Ⅰ、§525Ⅲ）

- ・現 § 526 I を削除
 - 隔地者間の場合でも、承諾の意思表示が相手方に到達した時に効力が発生（現 § 97 I が適用される。）
- ①9 危険負担に関する見直し
 - ・特定物に関する物権の設定又は移転を目的とする双務契約等について債務者の責めに帰すべき事由によらないで目的物が滅失又は損傷した場合、債務者主義を採用（現 § 534・§ 535 を削除）
 - ※ 併せて、契約解除の要件に関する見直しに伴い、効果を反対給付債務の消滅から反対給付債務の履行拒絶権に改める。【新 § 536】
 - ※ 買主が目的物の引渡しを受けた後に目的物が滅失・損傷したときは、買主は代金の支払（反対給付の履行）を拒めない。【新 § 567 I】
- ②0 消費貸借の成立要件の見直し【新 § 587-2】
 - ・書面によることを要件として、合意のみで消費貸借の成立を認める。
 - ・借主は、金銭の交付を受ける前は、いつでも契約を解除できる。
 - 借主に借りる義務を負わせない趣旨
 - ・その場合に貸主に損害が発生するときは、貸主は賠償請求できるが、限定的な場面でのみ請求は可能
 - 例：相当の調達コストがかかる高額融資のケース
 - 消費者ローンなど少額多数の融資では、借主の契約解除による損害なし
 - 【関連】要物契約の諾成化
 - 現在は要物契約とされている使用貸借と寄託についても、目的物交付前に契約を成立させる（拘束力を認める）ニーズがあり、合意のみで成立する諾成契約に改める。【新 § 593、§ 657】
- ②1 賃貸借に関する見直し
 - ・賃借物に損傷が生じた場合には、原則として賃借人は原状回復の義務を負うが、通常損耗（賃借物の通常の使用収益によって生じた損耗）や経年変化についてはその義務を負わないというルールを民法に明記。
 - 【新 § 621】
- ②2 請負に関する見直し
 - ・次のいずれかの場合において、中途の結果のうち可分な部分によって注文者が利益を受けるときは、請負人は、その利益の割合に応じて報酬の請求をすることが可能であることを明文化【新 § 634】
 - 仕事を完成することができなくなった場合
 - 請負が仕事の完成前に解除された場合
 - (注) 仕事を完成することができなかったことについて注文者に帰責事由

がある場合には、報酬の全額を請求することが可能【新 § 536 II】

- 売買の規定を準用して、次のとおり見直し【§ 559・§ 562 等】
- 目的物が契約の内容に適合しない場合に、請負人が担保責任を負うと規定
- その担保責任として、注文者は、㊦修補等の履行の追完、㊧損害賠償請求、㊨契約の解除、㊩代金減額請求をすることができると規定

目的物に欠陥がある場合における担保責任の内容				
	売 買		請 負	
	現 行	改正法	現 行	改正法
修理・代替物等の請求	×	○	修理については、○	○
損害賠償	○	○	○	○
契約解除	○	○	○(建物等に制限あり← 下記)	○
代金減額	×	○	×	○

- 建物等の建築請負における解除権の制限の見直し
 - 建物等の建築請負における注文者の解除権を制限する規定を削除【現 § 635 ただし書きを削除】
- 注文者の権利の期間制限の見直し
 - 契約に適合しないことを知ってから 1 年以内にその旨の通知が必要と改める。【新 § 637】
 - 建物等の例外的取扱いは廃止【現 § 638～§ 640 まで削除】

* 民法改正の概要については、法務省民事局ホームページ上に具体的なイメージも記載されている資料が掲載されているので、参照されたい。

基本契約条項の瑕疵に関する規定の比較

売買契約条項	製造請負契約条項	役務請負契約条項	備考
<p>(契約物品のかし)</p> <p>第33条 納入された契約物品にかし(数量の不足を含む。以下同じ。)がある場合は、甲は、相当の期限を定めて乙に修補(良品との取替え及び数量不足の場合における数量の追加を含む。以下同じ。)を請求するものとする。</p> <p>ただし、甲は、かしが重要でなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときその他修補を請求することが相当でないと認められるときは、修補の請求に代えて代金の減額を請求することができる。</p> <p>2 契約物品のかしが乙の責めに帰すべき理由によるものである場合は、甲は前項の請求に際し、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。</p> <p>3 甲は、契約物品のかしが重要であり、そのため契約の目的を達することができないと認める場合に限り、第36条の規定に基づく解除の例により契約を解除することができる。</p> <p>この場合において、甲は返還すべき契約物品が既にその用に供せられていたとしてもこれにより受けた利益を返還しないものとし、乙は返還すべき金銭に利息を付さないものとする。</p> <p>4 甲は、受領検査実施要領において契約物品の全数について数量の確認を行うことが定められている場合は、契約物品のかしとして数</p>	<p>(契約物品のかし)</p> <p>第38条 納入された契約物品にかし(数量の不足を含む。以下同じ。)がある場合は、甲は、相当の期限を定めて乙に修補(良品との取替え及び数量不足の場合における数量の追加を含む。以下同じ。)を請求するものとする。</p> <p>ただし、甲は、かしが重要でなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときその他修補を請求することが相当でないと認められるときは、修補の請求に代えて代金の減額を請求することができる。</p> <p>2 契約物品のかしが乙の責めに帰すべき理由によるものである場合は、甲は、前項の請求に際し、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。</p> <p>3 甲は、契約物品のかしが重要であり、そのため契約の目的を達することができないと認める場合は、第42条の規定に基づく解除の例により契約を解除することができる。</p> <p>この場合において、甲は返還すべき契約物品が既にその用に供せられていたとしてもこれにより受けた利益を返還しないものとし、乙は返還すべき金銭に利息を付さないものとする。</p> <p>4 甲は、受領検査実施要領において契約物品の全数について数量の確認を行うことが定められている場合は、契約物品のかしとして数</p>	<p>(役務のかし)</p> <p>第41条 乙が行った役務に関し納入された契約物品にかしがある場合は、甲は、相当の期限を定めて乙に修補を請求するものとする。</p> <p>ただし、甲は、かしが重要でなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときその他修補を請求することが相当でないと認められるときは、修補の請求に代えて代金の減額を請求することができる。</p> <p>2 前項の契約物品のかしが、乙の責めに帰すべき理由によるものである場合は、甲は、前項の請求に際し、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。</p> <p>3 甲は、第1項の契約物品のかしが重要であり、そのため契約の目的を達することができないと認める場合は、第45条の規定に基づく解除の例により契約を解除することができる。</p>	

<p>量の不足を主張することができない。</p> <p>5 修補の請求若しくは代金の減額の請求又は解除の通知は、契約物品の納入の日（乙が当該かしにつき知って告げなかった場合は、当該かしが発見された日）から1年以内に発しなければならない。</p> <p>ただし、数量の不足については6月以内に発するものとし、また、修補の期限がこの期間の満了の日以後に到来することとなっているときは、代金の減額の請求又は契約の解除の通知に関しては、当該期限の到来の日から2週間を経過する日までこの期間を延長する。</p> <p>6 乙は、前項に規定する通知があった場合においては、甲に対し異議を申し立てることができる。甲は、審査の上、乙の申立てに理由があるときは、当該修補の請求若しくは代金の減額の請求又は解除を取り消し、又は変更するものとする。</p> <p>7 かしのある契約物品の修補の義務の履行については、性質の許す限り、この契約条項を準用する。</p> <p>8 前各項の規定は、第1項の規定に基づき修補され、再度引き渡された契約物品になお当該修補に係るかしがある場合に準用する。</p> <p>9 修補に必要な費用は、代金に含まれるものとする。</p>	<p>量の不足を主張することができない。</p> <p>5 修補の請求若しくは代金の減額の請求又は解除の通知は、契約物品の納入の日（乙が当該かしにつき知って告げなかった場合は、当該かしが発見された日）から1年以内に発しなければならない。</p> <p>ただし、数量の不足については6月以内に発するものとし、また、修補の期限がこの期間の満了の日以後に到来することとなっているときは、代金の減額の請求又は契約の解除の通知に関しては、当該期限の到来の日から2週間を経過する日までこの期間を延長する。</p> <p>6 乙は、前項に規定する通知があった場合においては、甲に対し異議を申し立てることができる。甲は、審査の上、乙の申立てに理由があるときは、当該修補の請求若しくは代金の減額の請求又は解除を取り消し、又は変更するものとする。</p> <p>7 かしのある契約物品の修補の義務の履行については、性質の許す限り、この契約条項を準用する。</p> <p>8 前各項の規定は、第1項の規定に基づき修補され、再度引き渡された契約物品になお当該修補に係るかしがある場合に準用する。</p> <p>9 修補に必要な費用は、代金に含まれるものとする。</p>	<p>4 修補の請求若しくは代金の減額の請求又は契約の解除の通知は、第1項の契約物品の納入の日（乙が当該かしにつき知って告げなかった場合は、当該かしが発見された日）から1年以内に発しなければならない。ただし、</p> <p>修補の期限がこの期間の満了の日以後に到来することとなっているときは、代金の減額の請求又は契約の解除の通知に関しては、当該期限の到来の日から2週間を経過する日までこの期間を延長する。</p> <p>5 乙は、前項に規定する通知があった場合においては、甲に対し異議を申し立てることができる。甲は、審査の上、乙の申立てに理由があるときは、当該修補の請求若しくは代金の減額の請求又は解除を取り消し、又は変更するものとする。</p> <p>6 かしのある契約物品の修補の義務の履行については、性質の許す限り、この契約条項を準用する。</p> <p>7 前各項の規定は、第1項の規定に基づき修補され、再度引き渡された契約物品になお当該修補に係るかしがある場合に準用する。</p> <p>8 修補に必要な費用は、代金に含まれるものとする。</p>	
--	--	--	--

瑕疵に係る製造請負契約条項と改正民法との関係

製造請負契約条項	改正民法	備考
<p>(契約物品のかし) 第38条 納入された契約物品にかし(数量の不足を含む。以下同じ。)がある場合は、甲は、相当の期限を定めて乙に修補(良品との取替え及び数量不足の場合における数量の追加を含む。以下同じ。)を請求するものとする。</p> <p>ただし、甲は、かしが重要でなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときその他修補を請求することが相当でないと認められるときは、修補の請求に代えて代金の減額を請求することができる。</p>	<p>(買主の追完請求権) 第562条 引き渡された目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであるときは、買主は、売主に対し、目的物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。 ただし、売主は、買主に不相当な負担を課するものでないときは、買主が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。</p> <p>2 前項の不適合が買主の責めに帰すべき事由によるものであるときは、買主は、同項の規定による履行の追完の請求をすることができない。</p> <p>(買主の代金減額請求権) 第563条 前条第一項本文に規定する場合において、買主が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、買主は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、買主は、同項の催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。</p> <p>一 履行の追完が不能であるとき。 二 売主が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。 三 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、売主が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。 四 前3号に掲げる場合のほか、買主が前項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。</p> <p>3 第1項の不適合が買主の責めに帰すべき事由によるものであるときは、買主は、前2項の規定による代金の減額の請求をすることができない。</p>	<p>改正前民法は、「隠れた」瑕疵であることを要件とし、「隠れた」とは、瑕疵があることにつき買主が善意無過失であることを意味すると解釈されていた。</p> <p>これに対し、改正民法は、瑕疵を「契約内容不適合」の概念に置き換え、その不適合が隠れたものであることの必要はないこととなった。</p> <p>ただし、現行民法の請負については隠れた瑕疵に限らないこととなっている。</p>

<p>2 契約物品のかしが乙の責めに帰すべき理由によるものである場合は、甲は、前項の請求に際し、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。</p> <p>3 甲は、<u>契約物品のかしが重要であり、そのため契約の目的を達することができないと認める場合は、第42条の規定に基づく解除の例により契約を解除することができる。</u></p>	<p>(買主の損害賠償請求及び解除権の行使) 第564条 前2条の規定は、第415条の規定による損害賠償の請求並びに第541条及び第542条の規定による解除権の行使を妨げない。</p> <p>(催告による解除) 第541条 <u>当事者の一方がその債務を履行しない場合において、相手方が相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、相手方は、契約の解除をすることができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がその契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。</u></p> <p>(催告によらない解除) 第542条 <u>次に掲げる場合には、債権者は、前条の催告をすることなく、直ちに契約の解除をすることができる。</u></p> <p>一 債務の全部の履行が不能であるとき。 二 債務者がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。 三 債務の一部の履行が不能である場合又は債務者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。 四 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、債務者が履行をしないでその時期を経過したとき。 五 前各号に掲げる場合のほか、債務者がその債務の履行をせず、債権者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。</p>	<p>損害賠償請求及び解除権について、一般準則の適用がある旨の注意規定 改正民法は、売主の担保責任を契約責任説に従って整理されたことから、目的物の契約内容不適合に基づく損害賠償責任は債務不履行による損害賠償責任、解除は債務不履行解除となる。 「軽微」の立証責任は請負人にある。</p>
--	---	--

<p>この場合において、甲は返還すべき契約物品が既にその用に供せられていたとしてもこれにより受けた利益を返還しないものとし、乙は返還すべき金銭に利息を付さないものとする。</p> <p>4 甲は、受領検査実施要領において契約物品の全数について数量の確認を行うことが定められている場合は、契約物品のかしとして数量の不足を主張することができない。</p>	<p>2 次に掲げる場合には、債権者は、前条の催告をすることなく、直ちに契約の一部の解除をすることができる。</p> <p>一 債務の一部の履行が不能であるとき。</p> <p>二 債務者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。</p> <p>(請負人の担保責任の制限)</p> <p>第636条 請負人が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない仕事の目的物を注文者に引き渡したとき(その引渡しを要しない場合にあつては、仕事が終了した時に仕事の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないとき)は、注文者は、注文者の供した材料の性質又は注文者の与えた指図によって生じた不適合を理由として、履行の追完の請求、報酬の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、請負人がその材料又は指図が不適當であることを知りながら告げなかったときは、この限りでない。</p>	
---	---	--

<p>5 <u>修補の請求若しくは代金の減額の請求又は解除の通知は、契約物品の納入の日（乙が当該かしにつき知って告げなかった場合は、当該かしが発見された日）から1年以内に発しなければならない。</u></p> <p>ただし、数量の不足については6月内に発するものとし、また、修補の期限がこの期間の満了の日以後に到来することとなっているときは、代金の減額の請求又は契約の解除の通知に関しては、当該期限の到来の日から2週間を経過する日までこの期間を延長する。</p> <p>6 乙は、前項に規定する通知があった場合においては、甲に対し異議を申し立てることができる。甲は、審査の上、乙の申立てに理由があるときは、当該修補の請求若しくは代金の減額の請求又は解除を取り消し、又は変更するものとする。</p> <p>7 <u>かしのある契約物品の修補の義務の履行については、性質の許す限り、この契約条項を準用する。</u></p> <p>8 前各項の規定は、第1項の規定に基づき修補に係る<u>かしがある場合に準用する。</u></p> <p>9 修補に必要な費用は、代金に含まれるものとする。</p>	<p>(目的物の種類又は品質に関する担保責任の期間の制限)</p> <p>第637条 <u>前条本文に規定する場合において、注文者がその不適合を知った時から一年以内にその旨を請負人に通知しないときは、注文者は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、報酬の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。</u></p> <p>2 <u>前項の規定は、仕事の目的物を注文者に引き渡した時(その引渡しを要しない場合にあつては、仕事が終了した時)において、請負人が同項の不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、適用しない。</u></p> <p>*売買の場合の期間制限の規定 (目的物の種類又は品質に関する担保責任の期間の制限)</p> <p>第566条 <u>売主が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない目的物を買主に引き渡した場合において、買主がその不適合を知った時から一年以内にその旨を売主に通知しないときは、買主は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、売主が引渡しの際にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。</u></p>	<p>期間内に通知した場合、その上で行使する権利(追完請求権、報酬減額請求権、損害賠償請求権及び解除権は、消滅時効の一般原則(主観的起算点から5年、客観的起算点から10年)が適用される。</p>
---	--	---

【現行民法の瑕疵担保責任と改正民法の契約内容不適合責任の比較】

1 売買

		改正民法	現行民法
法的性質		債務不履行責任	法定責任（通説）
対 象		契約の内容に適合しないもの （「隠れた」ということが要件から外された。）	隠れた瑕疵
契約 解除 権	催告による 契約解除 § 5 4 1	相当の期間を定めて履行を催告し、 期間内に履行がないときは、解除できる。	同左
	催告によら ない契約解 除 § 5 4 2	債務の全部の履行が不能により、全 部解除できる。 履行の一部の不能により、契約の全 部解除又は一部解除できる。 全部の履行を拒絶する意思の明示に より、全部解除できる。 一部の履行を拒絶する意思の明示に より、全部解除又は一部解除できる。	特定の日時又は一定の期間内 に履行しなければ契約目的を達 することができない場合に、履行 しないでその時期を経過したと きは、解除できる。
	契約解除で きない場合 § 5 4 3 § 5 4 1	債権者に帰責事由がある場合、解除 できない。 債務不履行が契約及び取引上の社会 通念に照らして軽微であるときは、解 除できない。（立証責任は、債務者が負 う。）	債務者に帰責事由が無い場合 には、解除できない。
損害賠償請求 権 § 4 1 5	債務不履行全般について帰責事由が 無い場合、免責（帰責事由の判断基準 として、「契約その他の債務の発生原因 及び取引上の社会通念」を定め明確化 された。） 履行に変わる賠償（てん補賠償請求 権）の明文化（履行請求との選択を認 めた。） 免責事由の存在の立証責任は、債務 者（ただし書き）	無過失責任 (新設)	

買主の追完請求権 § 562	種類、品質、数量に関し、契約内容不適合である場合、修補、代替物引き渡し、不足分の引き渡しによる履行の追完を請求できる。 買主の責めに帰すべき場合、不可	明文の規定なし。
買主の代金減額請求権 § 563	催告によっても、履行の追完がない場合、代金減額請求ができる。 買主の責めに帰すべき場合、不可	(数量を指示して売買した物に不足がある場合等を除き) 不可
種類又は品質に関する担保責任の期間の制限§ 566	知ってから 1 年以内に契約内容不適合の事実の通知で担保責任の追及が可能。	知ってから 1 年以内に損害賠償等の請求が必要

2 請負

	改正民法	現行民法
契約解除権 § 541 § 542 § 543	売買の場合と同様に解除（催告解除 § 541、無催告解除 § 542、解除できない場合 § 541・§ 543）の一般規定を適用	仕事の目的物の瑕疵を理由とする解除 § 635 削除
報酬減額請求権 § 563	売買における契約内容不適合による代金減額請求権の準用により、報酬減額請求が可能	新設
損害賠償請求権 § 415	履行に代わる損害賠償請求の一般規定を適用（履行不能・債務者による明確な履行拒絶・債務不履行による解除による。）	修補可能であっても修補に代わる損害賠償が直ちに請求可能 § 634 の 2 項削除
追完請求権 § 562	売買の追完請求権の準用により、修補請求が可能 「債務の履行が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして不能」（§ 412 の 2 第 1 項）の規定により、追完（修補）請求権が排除される。	仕事の目的物の瑕疵に基づく、瑕疵修補請求が可能 瑕疵が重要でなくかつ修補に過分の費用を要するときは修補請求不可 § 634 削除

<p>請負人の担保責任の制限 §636</p>	<p>目的物の種類・品質における契約内容不適合を理由とする責任に関する規定として表現上の調整が行われているが、実質的な内容は維持された。</p>	<p>請負人が不適當であることを知りながら告げなかった時を除き、瑕疵が注文者の供した材料の性質又は注文者の与えた指図によって生じた場合、担保責任を適用しない旨の規定を見直し。§636</p>
<p>担保責任の期間制限 §637</p>	<p>目的物の引き渡しを要しない場合には仕事の終了を引き渡しと同視する旨の現行§637の2項を取り込み、売買の権利行使の期間制限に関する規定に則した内容に改め。「注文者がその不適合の事実を知ったときから1年以内にその旨を請負人に通知」しない場合、権利行使できない。</p>	<p>担保責任の存続期「仕事の目的物を引き渡したときから1年以内」に関する規定を見直し。 §637</p>

- 1 担保責任に関する改正のポイント（総論）
 - (1) 請負人の仕事が完成に至らなかった場合に、既に行われた部分により、注文者が受ける利益に対応した報酬請求を可能とする規定の新設
 - (2) 請負人の担保責任に関する規定については、売買の規定の包括的な準用（追完請求、代金減額請求、損害賠償請求、契約解除）を前提に物の種類・品質における契約内容不適合に関する売主の責任と同様となるよう改正。

- 2 現行民法における請負人の担保責任と売買の担保責任との相違点
 - (1) 「隠れた」瑕疵であることが担保責任の要件とされていないこと。
 - (2) 瑕疵修補請求権が明文で規定されていること。
 - (3) 瑕疵によって契約の目的が達成不能である場合に限り、解除権が付与されていること。
 - (4) 瑕疵が注文者側の原因にある場合には、担保責任が生じないこと。
 - (5) 担保責任の権利行使期間が「引き渡し時から1年以内」とされていること。なお、この期間は、契約により消滅時効の期間に限り伸長することができること。
 - (6) 建物その他の土地の工作物については、引き渡し後5年又は10年間の担保責任とされていること。

- 3 改正民法における請負人の担保責任に関する重要な内容の変更点
 - (1) 現行民法 634 条・635 条（仕事の目的物の瑕疵（以下「瑕疵」という。）を理由とする瑕疵修補請求・損害賠償請求・解除）の規定が削除され、改正民法 562 条～564 条（目的物の種類・品質における契約内容不適合を理由とする追完請求・代金減額請求・損害賠償請求・解除）に関する売買の規定の準用により、売買と同様の規定とされた。
 - (2) 現行民法では、瑕疵を理由とする報酬の減額請求に関する規定は存在していなかったが、改正民法 563 条（売買の代金減額請求）の規定の準用による注文者の報酬減額請求権が規定された。
 - (3) 現行民法 635 条（瑕疵を理由とする解除）の規定が削除され、売買と同様に改正民法 541 条以下の契約解除の一般規定が適用されることとなり、契約目的達成が不能となっていない場合であっても、軽微でない不履行であれば催告解除が可能となっている。
 - (4) 現行民法 634 条 2 項（修補に代わる損害賠償請求）が削除され、改正民法 415 条 2 項（履行に代わる損害賠償請求に関する一般規定）により、履

行不能・債務者による明確な履行拒絶・債務不履行による解除の場合に限り、履行に代わる損害賠償請求が可能となっている。

(5) 現行民法 634 条 2 項（瑕疵が重要でなくかつ修補に過分の費用を要するときは修補請求ができない。）が削除され、改正民法 412 条の 2 第 1 項（契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして不能であるときは、債務の履行請求ができない。）により、追完請求権が排除されることとなっている。

(6) 現行民法 637 条（請負人の担保責任存続期間（目的物の引き渡しから 1 年以内）の規定における、目的物の引き渡しを要しない場合には仕事の終了時とする旨を取り込みつつ、売買に関する改正民法 566 条（担保責任の期間制限）と同様の内容（契約内容不適合を知ったときから 1 年以内に通知）に改められている。

なお、現行民法 638 条（建物その他の工作物に関する担保責任の存続期間の特則）、639 条の担保責任の存続期間の伸長に関する規定が削除されている。

(7) 現行民法 636 条（瑕疵が注文者の供した材料の性質又は注文者の与えた指図によって生じた場合、当該材料又は指図が不相当であることを請負人が知っていて告げなかった場合を除き、担保責任を負わない旨の規定は、改正民法 636 条（目的物の種類・品質における契約内容不適合を理由とする責任に関する規定）として表現上の調整を図って実質的な内容が維持されている。

《参考文献》

- ◎解説 民法（債権法）改正のポイント（大村敦・道垣内弘人 編）（株）有斐閣
- ◎実務解説 改正債権法 （日本弁護士連合会 編）（株）弘文堂
- ◎この1冊でわかる改正民法要点のすべて
（早稲田リーガルコモンズ法律事務所） 日本実業出版社
- ◎民法Ⅱ債権各論 （内田貴 著）（東京大学出版会）
- ◎防衛省中央調達の手引（改平成26年）（公益財団法人防衛基盤整備協会）
- ◎民法の一部を改正する法律（債権法改正）について
（平成29年11月2日 法務省民事局 HP掲載資料）